

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一 種

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙会発第49号
令和7年3月31日
警察庁長官官房長

警察法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通達）

警察官等の服制に関しては、警察法施行令（昭和29年政令第151号。以下「政令」という。）、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）及び警察官等の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号。以下「細則」という。）等において、その仕様等が規定されているが、暑熱対策及び様式の統一等を図るため、政令等関係法令の一部を改正することとし、令和7年4月1日から施行されることとなった（別添1官報の写し及び別添2訓令条文参照）。その概要及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 政令の一部改正

警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対し、任命後初めて支給する支給品の品目から夏服スカートを削除した。

2 規則の一部改正

(1) 暑熱対策

ア 新たな夏服上衣の導入

警察官が活動しやすい新たな夏服上衣として、ポロシャツ型（プルオーバー）の夏服上衣を導入し、規則別表中、現行の夏服上衣を夏服上衣第一種と改め、ポロシャツ型の夏服上衣を夏服上衣第二種と規定した。また、夏服上衣の地質に「編物」を追加した。

イ 高い通気性を有する活動帽の導入

合活動帽子及び夏活動帽子の天井部に通気性の高い素材を選択できるよう、地質に「編物」を追加した。

ウ 制帽記章の洗濯可能な素材の導入

現行の制帽記章が洗濯可能となるよう、素材に合成樹脂を追加した。具体的には、現行の冬服上衣及び合服上衣の仕様書で定められている三層貼り合わせ樹脂シート（エンブレム）のもの並びに現行の冬ワイシャツ、合ワイシャツ及び夏服上衣に規定されているケイ素樹脂製（エンブレム）を想定している。

(2) 様式の統一

ア 女性警察官用スカートの廃止

女性警察官の職域拡大等に伴い、現場警察活動においては機動性を重視してズボンを着用しており、スカートがほぼ使用されていない実態を踏まえ、スカートを廃止した。

イ ズボンの仕様（ポケットの数等）の統一

現行の規則では、女性警察官ズボンの制式について「スカート又は男性警察官冬服ズボンと同様とする」と規定されているところ、スカートに準じた形式のズボンを廃止し、前身内合わせ以外は男性警察官ズボンと同様の形式に統一した。

ウ 階級章及び活動帽の記章サイズの統一

現行の規則では、男性警察官と女性警察官の階級章及び活動帽の記章のサイズについて、男女で違いがあるところ、管理品目の合理化のため、男性警察官のサイズにそれぞれ統一した。

(3) 実用面の改善

男性警察官活動帽及び女性警察官活動帽はいずれも7種類のサイズがあるところ、管理品目の合理化とより広いニーズへの対応という観点から、後面にアジャスター等を用いたサイズ調整可能な活動帽を導入した。

また、後部に付ける階級表示については、サイズが小さいため容易に階級を判別しづらく、部隊活動において活動帽の階級表示により部隊指揮をする機会は少ないなどの理由から廃止した。

(4) その他

現行の規則では、多くの被服の地質には「合成繊維」と規定されているところ、素材の選択肢を広げるため、合成繊維及び再生繊維等の総称である「化学繊維」へと一括して改めた。

3 交通巡視員の服制に関する規則の一部改正

交通巡視員の服制について、警察官の服制に準じて交通巡視員の服制に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第7号）の一部を改正した。

4 細則の一部改正

(1) 交番・駐在所等における脱帽（第2条関係）

現行の細則第1条第2項及び第2条第1項において、交番、駐在所等で公衆の面前において勤務する時は脱帽ができないこととされているところ、交番、駐在所等における脱帽が可能となるよう、第1条第2項の規定が第2条第1項に及ばないよう改正した。

(2) 活動服着用時のネクタイ着用の省略（第2条関係）

活動服着用時のネクタイ着用の省略が可能となるよう、規定を新設した。

なお、規定中の「活動服を着用して勤務するとき」とは、活動服を着用して業務に従事している場合を示し、活動服を脱いでいる場合も含める。

また、活動服を着用している職員と制服上衣を着用している職員が、それぞれ活動服又は制服上衣を脱いだ際に、ネクタイを着用していない職員と着用している職員が混在することとなるため、ネクタイ着用の省略については、斉一性の観点から、本部長の定めるところにより可能とした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第七

〇号）（警察庁）

- 1 警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとした。（第八条第三項関係）
- 2 この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

○国家公安委員会規則第三号

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第七十条の規定に基づき、警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則

（警察官の服制に関する規則の一部改正）

第一条 警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

別表（第二条関係） 一 男性警察官										改正後
制服		冬服		合服		夏服				
上衣		上衣		上衣		上衣		第一種		
[略]		[略]		[略]		[略]		色		
地質		地質		地質		地質		地質		
毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交編織物とする。		水色とする。		

別表（第二条関係） 一 男性警察官										改正前
制服		冬服		合服		夏服				
上衣		上衣		上衣		上衣		第一種		
[同上]		[同上]		[同上]		[同上]		色		
地質		地質		地質		地質		地質		
毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		水色とする。		

制式			地質	色	第二種	制式					
襟	肩章	前面	袖	後面	エンブレム	襟	肩章	前面	袖	後面	エンブレム
シャツカラー式とする。	1 藍色とする。 2 外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	1 長袖又は半袖とする。 2 長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。	上部にヨークを入れる。	台地を用いず、濃紺色の人工皮革にけい素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。	形状は、図三のとおりとする。	水色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。	第一種と同様とする。	第一種と同様とする。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン二個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットには蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。

制式						襟	肩章	前面	袖	後面	エンブレム
形状は、図三のとおりとする。						シャツカラー式とする。	1 藍色とする。 2 外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	1 長袖又は半袖とする。 2 長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。	上部にヨークを入れる。	台地を用いず、濃紺色の人工皮革にけい素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。

制帽				活動服								
夏帽子 合帽子		冬帽子		[略]	冬活動服							
[略]		制式			[略]		ズボン					
[略]	地質	[略]	[略]	記章	[略]	制式	[略]	地質	[略]			
										袖	エンブ レム	
毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。		形状は、 <u>図六</u> のとおりとする。		1 金色の金属製又は合成樹脂製の <u>日章</u> を金色のモール製又は合成樹脂製の <u>桜</u> で囲む。 2 黒色のフェルト製、布製又は人皮革の台地とする。		形状は、 <u>図五</u> のとおりとする。		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。		第一種と同様とする。		
										第一種と同様とする。		

制帽				活動服			
夏帽子 合帽子		冬帽子		冬活動服			
地質		制式		制式		ズボン	
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。	形状は、 <u>図五</u> のとおりとする。	記章	1 金色の金属製 <u>日章</u> を金色のモール製桜で囲む。	形状は、 <u>図四</u> のとおりとする。	[同上]	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	
		2 黒色のフェルト製又は布製の台地とする。					

防寒服				活動帽			
第一種				冬活動帽子			
ズボン		上衣		合活動帽子 夏活動帽子		制式	
制式		制式		地質		[略]	
[略]		[略]		[略]		[略]	
1 長ズボンとする。 2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。 4 裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。 5 形状は、図十のとおりとする。		形状は、図九のとおりとする。 [略]		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、天井にあつては毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とすることができる。		1 金色のけい素樹脂製で日章を桜で囲む。 2 濃紺色の人工皮革の台地とする。	

防寒服				活動帽			
第一種				冬活動帽子			
ズボン		上衣		合活動帽子 夏活動帽子		制式	
制式		制式		地質		[同上]	
[同上]		[同上]		[同上]		[同上]	
1 長ズボンとする。 2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。 4 裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。 5 形状は、図八のとおりとする。		形状は、図七のとおりとする。 [同上]		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。		1 金色のけい素樹脂製で日章を桜で囲む。 2 濃紺色の人工皮革の台地とする。 示 階級表 1 後部に付ける。 2 濃紺色の地紋織布に階級に応じた金色線又は白色線を織り込む。	

雨衣		第一種		第二種	
上衣		ズボン		第二種	
制式	地質	制式	地質	制式	地質
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
1 コート式とする。 2 前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。 3 腰部にベルト通し五本を付け、地色と同色のバックル付ベルトを通す。 4 1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。 5 形状は、図十二のとおりとする。	合成繊維織物とし、防水加工を施す。	1 長ズボンとする。 2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3 前立てに地色と同色のドットボタン三組を一行に付ける。 4 前立ての上部にドットボタン二組を付ける。 5 裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。 6 形状は、図十一のとおりとする。	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物とし、防水加工を施す。 〔同上〕	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物とし、防水加工を施す。 若しくはこれらの混紡織物とする。 〔同上〕	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物とし、防水加工を施す。 若しくはこれらの混紡織物とする。

手錠	警棒	帯革	〔略〕	制服用ワイシャツ		ネクタイ	
				冬ワイシャツ 合ワイシャツ	〔略〕	冬ネクタイ 合ネクタイ	〔略〕
制式	〔略〕	制式	〔略〕	地質	〔略〕	地質	〔略〕
				毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。 4 1 から 3 までのほかは、夏服上衣第一種と同様とする。	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	〔略〕
1 本体二個に回転板各一個を付け、環で連結する。 2 本体に鍵穴各一個を設け、日章各一個を打刻する。 3 形状は、図十七のとおりとする。	1 伸縮式とし、ストッパーを付ける。 2 握り部先端につばを付け、つば元にナイロン製ひもを付ける。 3 握り部にポリエス特尔製滑り止めを巻く。 4 形状は、図十六のとおりとする。	1 遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2 本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。 3 拳銃用調整具に留め金で拳銃入りを留める。 4 形状は、図十五のとおりとする。					

手錠	警棒	帯革	〔同上〕	制服用ワイシャツ		ネクタイ	
				冬ワイシャツ 合ワイシャツ	〔同上〕	冬ネクタイ 合ネクタイ	〔同上〕
制式	〔同上〕	制式	〔同上〕	地質	〔同上〕	地質	〔同上〕
				毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。 4 1 から 3 までのほかは、夏服上衣と同様とする。	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	〔同上〕
1 本体二個に回転板各一個を付け、環で連結する。 2 本体に鍵穴各一個を設け、日章各一個を打刻する。 3 形状は、図十五のとおりとする。	1 伸縮式とし、ストッパーを付ける。 2 握り部先端につばを付け、つば元にナイロン製ひもを付ける。 3 握り部にポリエス特尔製滑り止めを巻く。 4 形状は、図十四のとおりとする。	1 遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2 本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。 3 拳銃用調整具に留め金で拳銃入りを留める。 4 形状は、図十三のとおりとする。					

拳銃つりひも		警察庁長官章		階級章	識別章
制式	略	制式		略	制式
1 カールコード式とし、両端に大小の輪を設ける。	2 小さい輪になす環を付ける。	3 形状は、 <u>図十八</u> のとおりとする。	2 金色の金属製日章五個を一行に配置する。	2 形状は、 <u>図十九</u> のとおりとする。	1 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。
2 番号標の表面にはアルファベツト二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。	3 形状は、 <u>図二十一</u> のとおりとする。	1 形状は、 <u>図二十</u> のとおりとする。	略	略	略

備考

〔二〇八 略〕

九 警察庁長官章及び警視總監の階級章は、図二十二のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けないものとする。

十 階級章（警視總監の階級章を除く。）及び識別章は、図二十三のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

拳銃つりひも		警察庁長官章		階級章		識別章	
制式	〔同上〕	制式	〔同上〕	制式	〔同上〕	制式	〔同上〕
1 カールコード式とし、両端に大小の輪を設ける。	2 小さい輪になす環を付ける。	3 形状は、 <u>図十六</u> のとおりとする。	2 金色の金属製日章五個を一行に配置する。	2 形状は、 <u>図十七</u> のとおりとする。	1 形状は、 <u>図十八</u> のとおりとする。	1 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。	2 番号標の表面にはアルファベツト二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。
3 形状は、 <u>図十九</u> のとおりとする。							

備考

〔二〇八 同上〕

九 警察庁長官章及び警視總監の階級章は、図二十のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けないものとする。

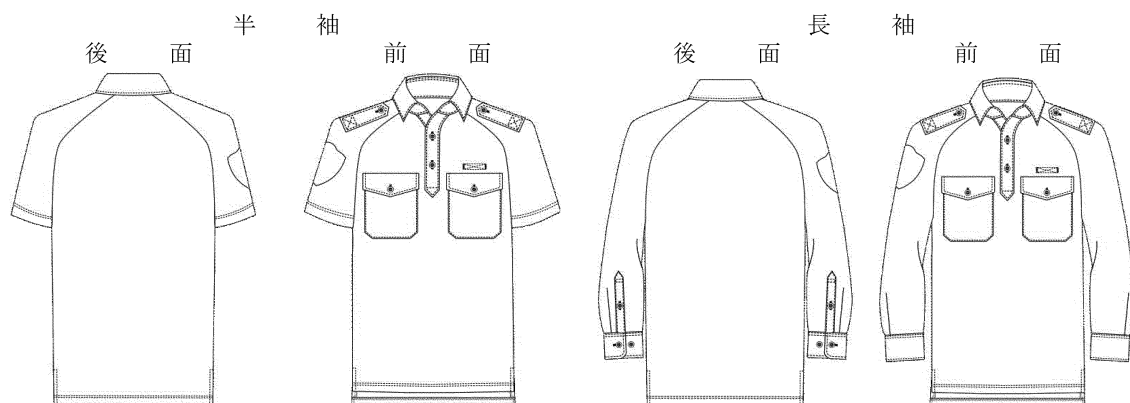
十 階級章（警視總監の階級章を除く。）及び識別章は、図二十一のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

図三 夏服上衣第一種

〔略〕

十一 図一から図二十三までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
〔図一・図二 略〕

図四 夏服上衣第二種



図三 夏服上衣

〔同上〕

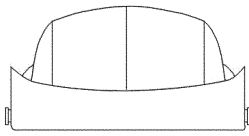
十一 図一から図二十一までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
〔図一・図二 同上〕

図九、図二十三

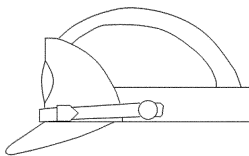
略

図八 冬活動帽子

後 面

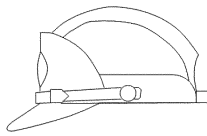


側 面

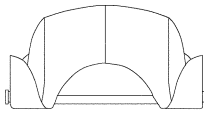


図七 冬活動帽子

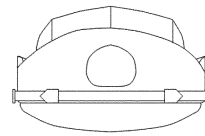
側 面



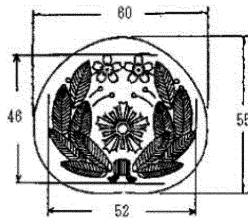
後 面



前 面



記 章



耳ボタン



図六

略

図五

略

図六 冬活動帽子

階 級 表 示

警 視 監



警視総監



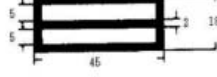
警 視 正



警 視 長



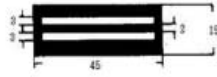
警 部



警 視



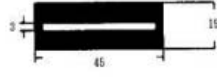
巡査部長



警 部 補



巡査長以外の巡査

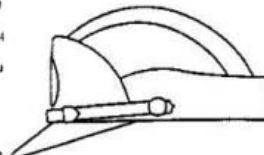


巡査長たる巡査

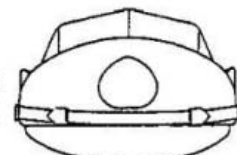


(注) 黒紺色地紋織
金 色 線
白 色 線

側 面



前 面



記 章



耳ボタン



図五

同上

図四

同上

図七、図二十一
「二つずつ繰り下げる。」

同上

二 女性警察官									
制服					冬服				
合服					上衣				
上衣					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				
略					略				

						夏服
〔同上〕						
ベスト		上衣		ズボン		スカート
地質		制式	色	制式	地質	色
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維 織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。		1 前身内合わせを右上前とする。 2 長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3 1及び2のほかは、男性警察官夏服上衣と同様とする。 4 形状は、図五のとおりとする。		男性警察官夏服上衣と同色とする。	冬服スポンと同様とする。	上衣と同色とする。
			地質		色	地質

制帽				活動服					
合帽子 夏帽子		冬帽子		[略]	冬活動服				
						ズボン			
地質	[略]	制式	[略]			制式	地質	色	制式
毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。		形状は、 <u>図七</u> のとおりとする。		[略]	1 肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。 2 前身内合わせを右上前とする。 3 前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはファスナー一本を付ける。 4 1 から3までのほかは、男性警察官冬活動服と同様とする。 5 形状は、 <u>図六</u> のとおりとする。	ベストと同質とする。 冬服ズボンと同様とする。		1 背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。 2 形状は、 <u>図五</u> のとおりとする。	
						ベストと同色とする。			

制帽		冬帽子		夏帽子 合帽子	
制式		[同上]		[同上]	
[同上]		[同上]		[同上]	
形状は、 <u>図八</u> のとおりとする。		形状は、 <u>図八</u> のとおりとする。		形状は、 <u>図八</u> のとおりとする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	

活動服		冬活動服		ズボン		スカート		制式	
[同上]		[同上]		[同上]		[同上]		[同上]	
1 肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。		2 前身内合わせを右上前とする。		3 前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはファスナー一本を付ける。		4 1 から 3 までのほかは、男性警察官冬活動服と同様とする。		5 形状は、 <u>図七</u> のとおりとする。	
冬服ズボンと同様とする。		ベストと同質とする。		ベストと同色とする。		冬服スカートと同様とする。		ベストと同質とする。	
ベストと同質とする。		ベストと同色とする。		冬服ズボンと同様とする。		ベストと同質とする。		ベストと同色とする。	
1 背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。		2 形状は、 <u>図六</u> のとおりとする。		3 形状は、 <u>図六</u> のとおりとする。		4 形状は、 <u>図六</u> のとおりとする。		5 形状は、 <u>図六</u> のとおりとする。	

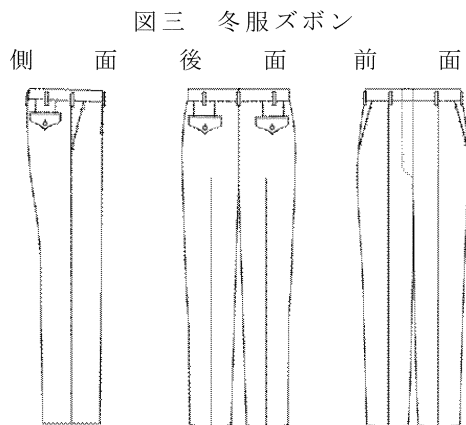
階級章		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略		略	
-----	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

図八
〔略〕

図七 冬帽子
〔略〕

図六
〔略〕



図四 夏服上衣第一種
〔略〕

十一 図一から図七までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
〔図一・図二 略〕

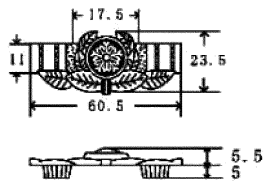
図十一
〔同上〕

図八 冬帽子
〔同上〕

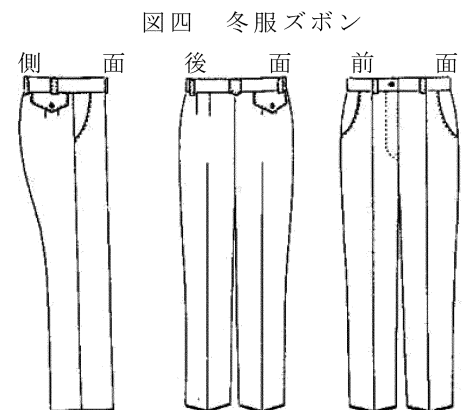
図九 冬活動帽子記章



図十 階級章



図七
〔同上〕



図五 夏服上衣
〔同上〕

十一 図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
〔図一・図二 同上〕

(交通巡視員の服制に関する規則の一部改正)

第二条 交通巡視員の服制に関する規則（昭和四十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 後

改 正 前

別表（第一条関係）

一 交通巡視員（男性）

別表（第一条関係）

一 交通巡視員（男性）

制服		冬服			合服			夏服	
上衣		[略]			上衣			上衣	
[略]		地質			[略]			第一種	
[略]		毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			[略]			色	
[略]		毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			地質	
[略]		毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			水色とする。	

制服		冬服			合服			夏服	
上衣		[同上]			上衣			上衣	
[同上]		地質			[同上]			[同上]	
[同上]		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			[同上]			色	
[同上]		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			地質	
[同上]		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			水色とする。	

制式			地質	色	第二種	制式					
前面	肩章	襟	毛織物、麻織物、綿織物、化学纖維物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学纖維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。	水色とする。	形状は、図三のとおりとする。	エンブレム	袖	後面	前面	肩章	襟
1 前立てに黒金色樹脂ボタン二個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットには蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	第一種と同様とする。	第一種と同様とする。				台地を用いず、濃紺色の人工皮革にけい素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。	1 長袖又は半袖とする。 2 長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。	上部にヨークを入れる。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	1 藍色とする。 2 外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。	シャツカラー式とする。

制式						エンブレム	袖	後面	前面	肩章	襟
形状は、図三のとおりとする。						台地を用いず、濃紺色の人工皮革にけい素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。	1 長袖又は半袖とする。 2 長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。	上部にヨークを入れる。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	1 藍色とする。 2 外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。	シャツカラー式とする。

活動帽				制帽				活動服			
冬活動帽子				冬帽子				冬活動服			
				合帽子 夏帽子				ズボン			
制式				制式				制式			
[略]				[略]				[略]			
[略]				[略]				[略]			
形状は、図七のとおりとする。ただし、後面及び側面にあつては図八のとおりとすることができる。				毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。				毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			
				形状は、図六のとおりとする。				形状は、図五のとおりとする。			
				1 金色の金属製又は合成樹脂製の日章を金色のモール製又は合成樹脂製の桜で囲む。							
				2 黒色のフェルト製、布製又は人皮革の台地とする。							
				袖				第一種と同様とする。			
				エンブレム				第一種と同様とする。			
				形状は、図四のとおりとする。							

活動帽				制帽				活動服			
冬活動帽子				冬帽子				冬活動服			
				合帽子 夏帽子				ズボン			
制式				制式				制式			
[同上]				[同上]				[同上]			
[同上]				[同上]				[同上]			
形状は、図六のとおりとする。				毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。				毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。			
				形状は、図五のとおりとする。				形状は、図四のとおりとする。			
				1 金色の金属製日章を金色のモール製桜で囲む。							
				2 黒色のフェルト製又は布製の台地とする。							

防寒服										合活動帽子 夏活動帽子	
第二種					第一種						
					ズボン		上衣				
制式		地質	[略]	制式		地質	[略]	[略]	地質		[略]
[略]				[略]					[略]		
形状は、 <u>図十一</u> のとおりとする。		合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。		1 長ズボンとする。 2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。 4 裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。 5 形状は、 <u>図十</u> のとおりとする。		形状は、 <u>図九</u> のとおりとする。		合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、天井にあつては毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とすることができる。	

防寒服										合活動帽子 夏活動帽子	
第二種					第一種						
					ズボン		上衣				
制式	地質	[同上]	制式	[同上]	制式	地質	[同上]	[同上]	地質	[同上]	
形状は、 <u>図九</u> のとおりとする。	[同上]	[同上]	1 長スボンとする。 2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。 4 裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。 5 形状は、 <u>図八</u> のとおりとする。	[同上]	形状は、 <u>図七</u> のとおりとする。	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	[同上]	[同上]	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。		

雨衣									
第一種									
上衣									
制式	地質	〔略〕	第二種				ズボン	〔略〕	〔略〕
			制式	地質	〔略〕	〔略〕			
1 長ズボンとする。 2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3 前立てに白色のドットボタン三組を一行に付ける。 4 前立ての上部にドットボタン二組を付ける。 5 裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。 6 形状は、図十三のとおりとする。	化学繊維織物とし、防水加工を施す。	〔略〕	形状は、図十二のとおりとする。	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。 4 1から3までのほかは、夏服上衣第一種と同様とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	〔略〕	1 コート式とする。 2 前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。 3 腰部にベルト通し五本を付け、白色のバックル付ベルトを通す。 4 1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。 5 形状は、図十四のとおりとする。	化学繊維織物とし、防水加工を施す。	〔略〕

雨衣									
第一種									
上衣									
制式	地質	〔同上〕	第二種				ズボン	〔同上〕	〔同上〕
			制式	地質	〔同上〕	〔同上〕			
1 長ズボンとする。 2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3 前立てに白色のドットボタン三組を一行に付ける。 4 前立ての上部にドットボタン二組を付ける。 5 裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。 6 形状は、図十一のとおりとする。	合成繊維織物とし、防水加工を施す。	〔同上〕	形状は、図十のとおりとする。	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。 4 1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	〔同上〕	1 コート式とする。 2 前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。 3 腰部にベルト通し五本を付け、白色のバックル付ベルトを通す。 4 1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。 5 形状は、図十二のとおりとする。	合成繊維織物とし、防水加工を施す。	〔同上〕

ネクタイ 冬ネクタイ 合ネクタイ		[略]	
		[略]	
地質		[略]	
毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		[略]	

帯革		[略]	
制式		[略]	
1 遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。		2 形状は、 <u>図十五</u> のとおりとする。	

交通巡視員章		[略]	
制式		[略]	
1 梨地の横板の中央に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。		2 横板に緑色の線二条を溝にしている。	
3 形状は、 <u>図十六</u> のとおりとする。			

識別章		[略]	
制式		[略]	
1 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。		2 番号標の表面にはアルファベツト二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。	
3 形状は、 <u>図十七</u> のとおりとする。			

備考

〔一〇三 略〕

四 交通巡視員章及び識別章は、図十八のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

ネクタイ 冬ネクタイ 合ネクタイ		[同上]		帯革	交通巡視員章	識別章	
地質		[同上]					
毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		[同上]		制式		[同上]	
1 遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2 形状は、 <u>図十三</u> のとおりとする。		[同上]					
1 梨地の横板の中央に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。 2 横板に緑色の線二条を溝にしている。 3 形状は、 <u>図十四</u> のとおりとする。		[同上]		制式	[同上]		
1 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。 2 番号標の表面にはアルファベットの二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。 3 形状は、 <u>図十五</u> のとおりとする。		[同上]					

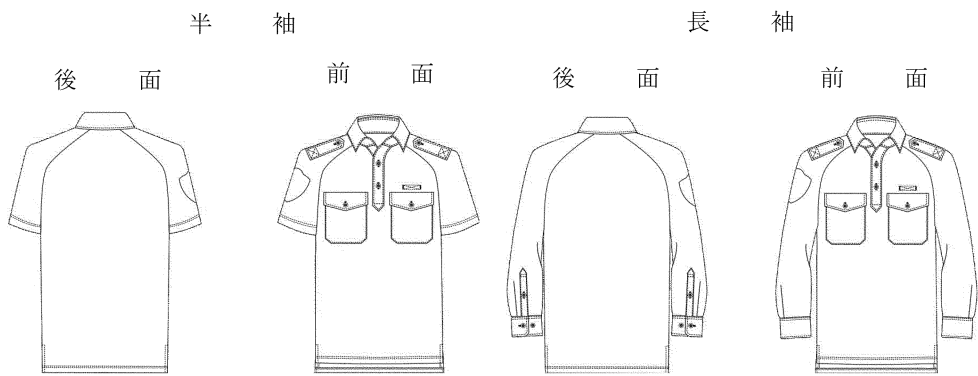
備考

〔一〇三 同上〕

四 交通巡視員章及び識別章は、図十六のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

図三 夏服上衣第一種
[略]

図四 夏服上衣第二種



五 図一から図十八までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
[図一・図二 略]

図三 夏服上衣
[同上]

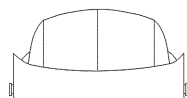
五 図一から図十六までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
[図一・図二 同上]

図九、図十八

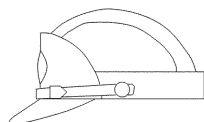
略

図八 冬活動帽子

後 面

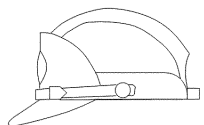


側 面

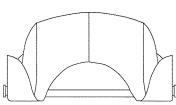


図七 冬活動帽子

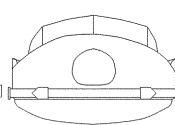
側 面



後 面



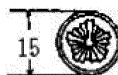
前 面



記 章



耳ボタン



図六

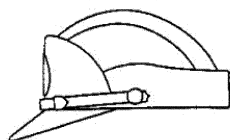
略

図五

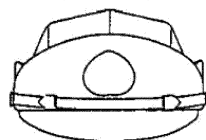
略

図六 冬活動帽子

側 面



前 面



記 章



耳ボタン



図五

同上

図四

同上

図七、図十六
「二つずつ繰り下げる。」
同上

[illegible]

制服		冬服		夏服	
上衣		スカート		ズボン	
地質	制式	色	地質	制式	色
毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	1 長ズボンとする。 2 ベルト通し及びポケットは、スカートと同様とする。 3 形状は、図四のとおりとする。	1 長ズボンとする。 2 ベルト通し及びポケットは、スカートと同様とする。 3 形状は、図四のとおりとする。	1 長ズボンとする。 2 ベルト通し及びポケットは、スカートと同様とする。 3 形状は、図四のとおりとする。	1 長ズボンとする。 2 ベルト通し及びポケットは、スカートと同様とする。 3 形状は、図四のとおりとする。	1 長ズボンとする。 2 ベルト通し及びポケットは、スカートと同様とする。 3 形状は、図四のとおりとする。

夏服									
地質	制式	上衣			ズボン			色	
		第一種			第二種			色	
		地質	制式	色	地質	制式	色	地質	制式
毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交編織物とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣第一種と同色とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣第一種と同色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交編織物とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣第二種と同色とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣第二種と同色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交編織物とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣第二種と同色とする。

夏服									
地質	制式	上衣			ズボン			スカート	
		第一種			第二種			色	
		地質	制式	色	地質	制式	色	地質	制式
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣と同色とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣と同色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交編織物とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣第二種と同色とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣第二種と同色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交編織物とする。	交通巡視員（男性）夏服上衣第二種と同色とする。

制帽				活動服			
冬帽子				冬活動服			
色				ズボン			
地質				色			
制式				制式			
[略]				[略]			
形状は、 図七のとおりとする。				1 肩章は、幅を均等とするほかは、 冬服上衣と同様とする。 2 前身内合わせを右上前とする。 3 前面左腹部にポケット一個を設ける。 ポケット口にはファスナー一本を付ける。 4 1から3までのほかは、交通巡視員（男性）冬活動服と同様とする。 5 形状は、 図六のとおりとする。			
冬服上衣と同色又は濃紺色とする。				1 背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。 2 形状は、 図五のとおりとする。			
冬服上衣と同質又はフェルトとする。				ベストと同質とする。			
[略]				冬服ズボンと同様とする。			
毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。				ベストと同質とする。			

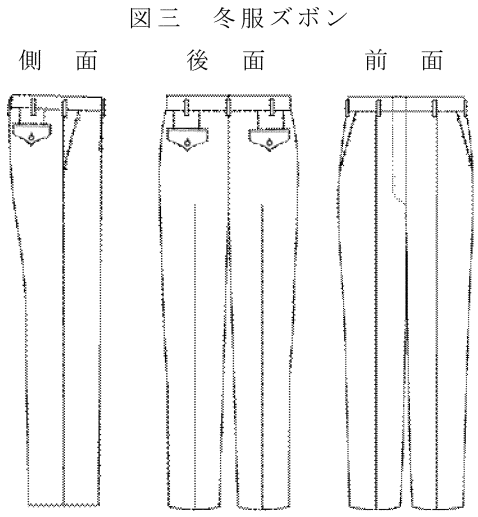
制帽				活動服							
冬帽子				冬活動服							
夏帽子		冬帽子		冬活動服		ズボン		スカート		制式	
[同上]		[同上]		[同上]		制式		地質		色	
地質		制式		地質		色		制式		地質	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。		フェルトとする。		形状は、図八のとおりとする。		濃紺色とする。	
[同上]		[同上]		濃紺色とする。		フェルトとする。					

活動帽	冬活動帽子		合活動帽子 夏活動帽子		制服用 ワイシ ヤツ	冬ワイシヤツ 合ワイシヤツ		交通巡視員章	〔略〕
	〔略〕	制式	〔略〕	地質		〔略〕	地質		
		記章の寸法を〔八〕のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）冬活動帽子と同様とする。		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、天井にあつては毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とすることができる。				寸法を〔九〕のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）交通巡視員章と同様とする。	

活動帽	冬活動帽子		合活動帽子 夏活動帽子		制服用 ワイシ ヤツ	冬ワイシヤツ 合ワイシヤツ		交通巡視員章	[同上]
	[同上]	制式	地質	[同上]		[同上]	[同上]		
		記章の寸法を図九のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）冬活動帽子と同様とする。		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。				寸法を図十のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）交通巡視員章と同様とする。	

備考 表中の「」の記載は注記である。

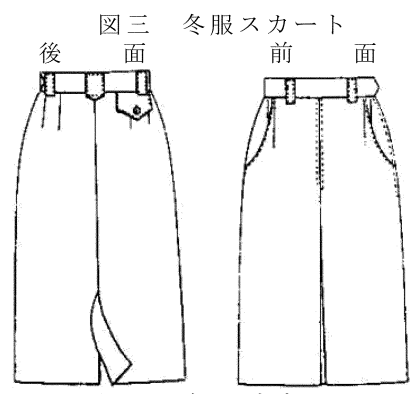
図五、図十 [略]



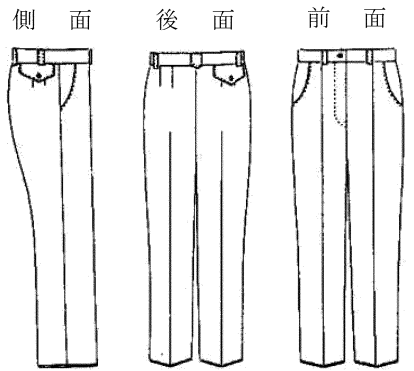
図四 夏服上衣第一種
[略]

備考
「一、三 略」
四 交通巡視員章及び識別章の取付け位置は、交通巡視員（男性）の場合と同様とする。ただし、交通巡視員章及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十のとおりとする。
五 図一から図九までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
[図一・図二 略]

図六、図十一 [同上]
「一、三 繰り上げる。」



図四 冬服ズボン



図五 夏服上衣
[同上]

備考
「一、三 同上」
四 交通巡視員章及び識別章の取付け位置は、交通巡視員（男性）の場合と同様とする。ただし、交通巡視員章及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十一のとおりとする。
五 図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
[図一・図二 同上]

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

第二条 (警察官の服制に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

この規則の施行の際現に男性警察官に支給されている活動帽は、当分の間、第一条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則(次項において「新規則」という)別表に規定する男性警察官活動帽とみなす。

2 この規則の施行の際現に女性警察官に支給されているズボン若しくは活動帽又は貸与されている階級章は、当分の間、それぞれ新規則別表に規定する女性警察官ズボン若しくは女性警察官活動帽又は女性警察官階級章とみなす。

(交通巡視員の服制に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に交通巡視員(女性)に支給されているズボンは、当分の間、第二条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関する規則別表に規定する交通巡視員(女性)ズボンとみなす。

警察官等の服制に関する細則

平成6年2月17日（警察庁訓令第1号）

施行 平成6年4月1日

改正 平成6年7月28日（警察庁訓令第11号）

平成10年9月9日（警察庁訓令第10号）

平成14年7月5日（警察庁訓令第8号）

平成19年5月17日（警察庁訓令第7号）

平成27年12月14日（警察庁訓令第20号）

令和7年3月31日（警察庁訓令第3号）

（活動服等の着用）

第1条 警察官は、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

2 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務するときを除く。第2条第3項第1号において同じ。）は、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

（服装等の一部省略等）

第2条 警察官は、室内で勤務するとき及び警察本部長が定めるヘルメットを着用するとき、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

2 警察官は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、活動服を着用して勤務するときは、警察本部長の定めるところにより、ネクタイ又は活動ネクタイを着用しないことができる。

3 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、帯革又は手錠を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。
- (5) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき。
- (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革又は手錠を着装する必要がないと所属長が認めたとき。

4 警察官は、拳銃又は警棒を着装しないときは、帯革本帯から拳銃用調整具及び拳銃入れ又は警棒つりを取り外すものとする。

5 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。

- (1) 名札を着用しているとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 治安警備実施に従事するとき。

6 警察官は、暴力団の事務所を搜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

(特殊の被服等)

第3条 警察官は、警察本部長の定めるところにより、特殊の被服及び装備品（交通乗車服、出動服その他別に定めるものを除く。以下同じ。）を着用することができる。

2 特殊の被服及び装備品の色、地質又は材質及び制式については、警察本部長が定めるものとする。ただし、儀礼服については、警察庁長官の承認を得なければならない。

(皇宮護衛官への準用)

第4条 前3条の規定は、皇宮護衛官の服制について準用する。この場合において、「警察本部長」とあるのは、「皇宮警察本部長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則〔平6.7.28警庁訓11〕

この訓令は、平成6年7月28日から施行する。

附 則〔平10.9.9警庁訓10〕

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則〔平14.7.5警庁訓8〕

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則〔平19.5.17警庁訓7〕

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則〔平27.12.14警庁訓20〕

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則〔令7.3.31警庁訓3〕

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。